

「建設リサイクル法パトロール強化週間 実施要綱」**1 目的**

このパトロール強化週間は、建設リサイクル法その他関係法令の目的・内容について、広く県民の理解と認識を深めて、違反工事等の防止を図るとともに、建設リサイクル法が定める諸手続の徹底を図るための取り組みを実施することによって、資源の有効利用の確保と廃棄物の適正処理を図り、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

また、この週間は、国土交通省・環境省の全国一斉パトロール及びPR活動等の実施依頼を受け、福岡県として建設リサイクル法の適正な執行を確保するために違反工事の防止を目的とし重点的にパトロールを実施する期間として設定したものである。

2 期間

令和8年10月13日（火）～令和8年10月16日（金）

3 実施主体

福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市の建設部局及び環境部局
必要に応じ、福岡労働局及び労働基準監督署と連携を図ることとする。

4 重点目標

- (1) 届出の遵守
- (2) 分別解体等の適正な実施
- (3) 再資源化等の適正な実施
- (4) 建設業許可・解体工事業登録を受けた業者による施工
- (5) 建設リサイクル法の啓発
- (6) 石綿の取扱いに関する関係法令の遵守についての周知
- (7) フロン排出抑制法の遵守状況の確認及び法の周知
- (8) 資源有効利用促進法関係法令の遵守状況の確認及び法の周知

上記(1)～(5)については、建設リサイクル法の実効性の確保を徹底していくうえで継続的に取り組むべき重要な課題でもあるが、本週間では、特に重点的に取り組み、結果を総括して、今後の違反予防手続きの一層の徹底を図っていくための継続的取り組みの検討材料とする。

なお、(2)については、昨今、石綿等が混入した再生砕石が使用されている事案が有ることから、石綿含有建材（スレート板等の形成板等）の分別解体等が適正に実施されているか重点的に確認するものとする。また、一部事業者においては、工事現場での分別解体が適切に行われず、混合廃棄物の形態で事業場へ持ち帰ることで、廃棄物処理法の保管基準を超過している例も見受けられるため、当該事業者に対するパトロールを優先し、分別解体等が適正に実施されているか重点的に確認するものとする。

(6)については、解体工事で発生する非飛散性の産業廃棄物は、通常の産業廃棄物とは別の処理基準が規定されていることから、廃棄物処理法の遵守について重点的に周知徹底を図ることとする。

(7)については、フロン類の廃棄時回収率は未だ4割程度で推移しており、元請業者による第一種特定製品の有無の事前確認及び廃棄等実施者への書面交付・説明、廃棄等実施者のフロン類引渡義務の履行状況等重点的に確認し、法の周知徹底を図ることとする。

(8)については、資源有効利用促進法の省令改正により、再生資源利用（促進）計画書の現場掲示が義務付けられたことを受け、計画書の現場掲示の有無を確認し、法の遵守について周知徹底を図ることとする。

5 具体的実施項目

- (1) 通常パトロールの強化
建築基準法の検査等他の業務と兼任して、建設リサイクル通常パトロールの体制を強化、集中して実施する。
- (2) 違反工事への迅速な対応
「建設リサイクル法一斉パトロール実施要領（各特定行政庁作成）」により一斉パトロールを実施する。
次の4点を重点事項として、週間内に全ての工事現場等の検査を行う。
 - ① 届出の確認
 - ② 分別解体等、再資源化等の実施義務の指導
 - ③ 建設業許可、解体工事業登録証の掲示の指導
 - ④ 違反工事の防止・是正指導
- (3) 建設リサイクル法の目的・内容の周知
 - ① 県民に対して各種広報を行い、法のPRに努める。

- ② 関係団体に対して広報・協力依頼を行い、関係団体会員への法の浸透を図る。
- ③ 窓口及び解体・建設現場においてチラシの配布等により、対象建設工事の届出・通知の手続き、分別解体等・再資源化等の必要性を設計者、施工者等を通じて発注者に周知徹底する。
- (4) 石綿の取扱いに関する関係法令の遵守についての周知
 - ① 窓口及び解体・建設現場においてチラシの配布等により、関係法令の遵守についての周知を徹底する。
 - ② 関係機関と連携し解体現場における関係法令の遵守について周知徹底を図る。
- (5) フロン排出抑制法の遵守状況の確認及び法の周知
 - ① 窓口及び解体・建設現場においてチラシの配布等により、関係法令の遵守についての周知を徹底する。
 - ② 関係機関と連携し解体現場における関係法令の遵守について周知徹底を図る。
- (6) 資源有効利用促進法関係法令の遵守状況の確認及び法の周知
 - ① 窓口及び解体・建設現場においてチラシの配布等により、関係法令の遵守についての周知を徹底する。
 - ② 関係機関と連携し解体現場における関係法令の遵守について周知徹底を図る。